

高齢者インフルエンザ(季節性)予防接種のお知らせ

保健センター 内線367

インフルエンザ(季節性)のワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間から約5か月間です。より効果的に有効性を高めるためには、12月中旬までに接種を受けておくことをお勧めします。

また、65歳以上の方は、1シーズン1回の接種で効果があります。

【期 間】平成22年2月27日(土)まで

【対象者】

- ①65歳以上で町内に住民登録のある方
- ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、もし

【実施医療機関(町内・順不同)】

湯河原厚生年金病院	草柳小児科医院	五十子内科医院	石井産婦人科医院
湯河原整形外科クリニック	湯河原胃腸病院	山崎小児科医院	YKいわさきクリニック
川崎内科医院	湯河原松本クリニック	湯河原中央温泉病院	
川越内科クリニック	山口外科医院	後藤耳鼻咽喉科クリニック	

※インフルエンザの予防接種を受ける義務はなく、本人が接種を希望する場合のみ行います。

※予防接種を希望する場合は、医療機関に接種の有無を確認し、予約してください。

※「インフルエンザと予防接種」の説明書は、医療機関、保健センターにあります。

くは、呼吸器などの機能障害、またはヒト免疫不全ウイルスを有する方(医師の診断書、身体障害者手帳の写しが必要。)

【接種方法】

予防接種を希望する方は、「インフルエンザと予防接種」の説明書を必ず読み、医師から十分な説明を受け、必要性を理解したうえで実施医療機関で予防接種を受けてください。

【個人負担金】1,000円

国民健康保険の被保険者証について

住民課 内線325～327

9月中旬に国民健康保険の被保険者証の更新を行いました。皆さんからお問い合わせの多かった質問についてお答えします。

Q 被保険者証が届いていない。

- A 1 簡易書留郵便で送りましたので、数回にわたり配達の際に不在だった方については、役場住民課へ戻っている場合があります。ご確認のうえ、役場住民課でお受け取りください。
- A 2 国民健康保険料に未納がある世帯は、払い忘れの確認や今後の納付相談をさせていただくため、郵送をしていません。役場住民課へお越しのうえ、被保険者証をお受け取りください。

Q 家族の被保険者証は届いたが、自分の分だけがない。

- A 1 75歳以上の方などで、長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者証をお持ちの方には、国民健康保険の被保険者証は交付されません。
- A 2 国民健康保険の被保険者証は、世帯主の方あてに、世帯内の加入者全員の分を同封し、郵送しましたのでご確認ください。

- A 3 社会保険などを脱退した場合は、役場住民課にて国民健康保険の加入手続きをしないと、被保険者証が交付されません。

Q 有効期限の切れた旧被保険者証はどうすればよいか。

- A 1 必ずはさみなどで裁断し、廃棄してください。役場住民課へお返しいただいても結構です。

※なお、被保険者証や高齢受給者証(70歳から74歳までの国民健康保険加入者に発行)を紛失される方が増えていますので、大切にお取り扱いください。また、医療機関などへ行かれる際には、必ず有効期限内の被保険者証を忘れずにご持参ください。